

入札契約制度改革の方向性について

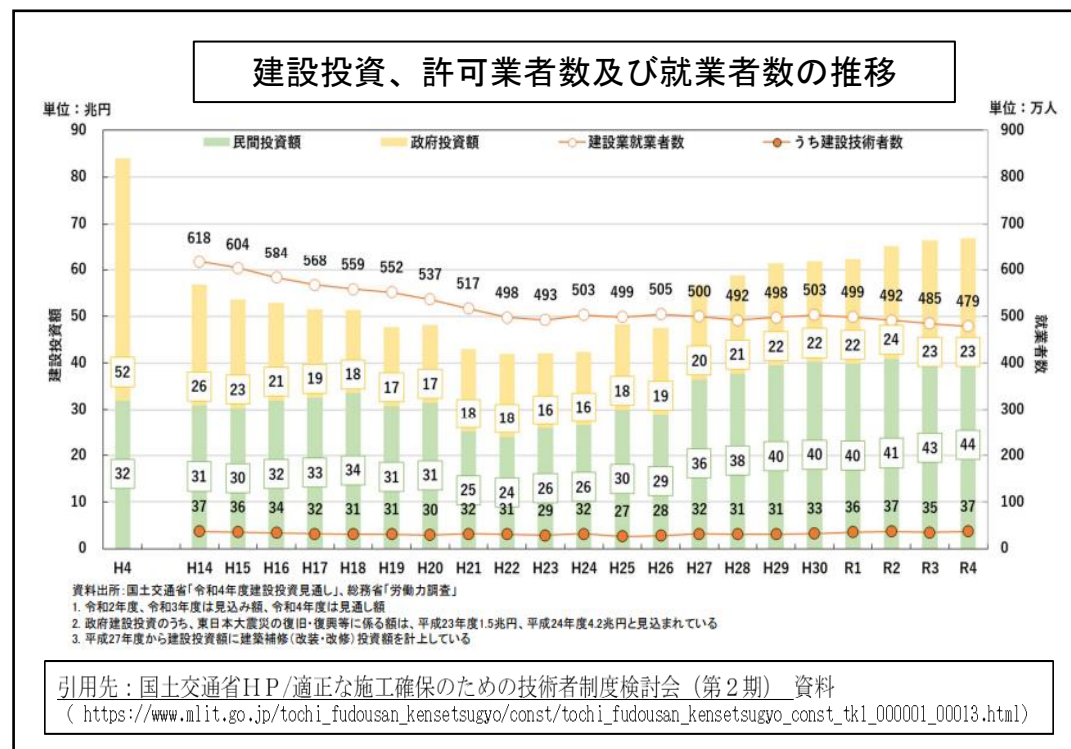
1. 建設産業をめぐる情勢とその役割

1. 建設産業をめぐる情勢とその役割

1. 建設産業をめぐる情勢とその役割

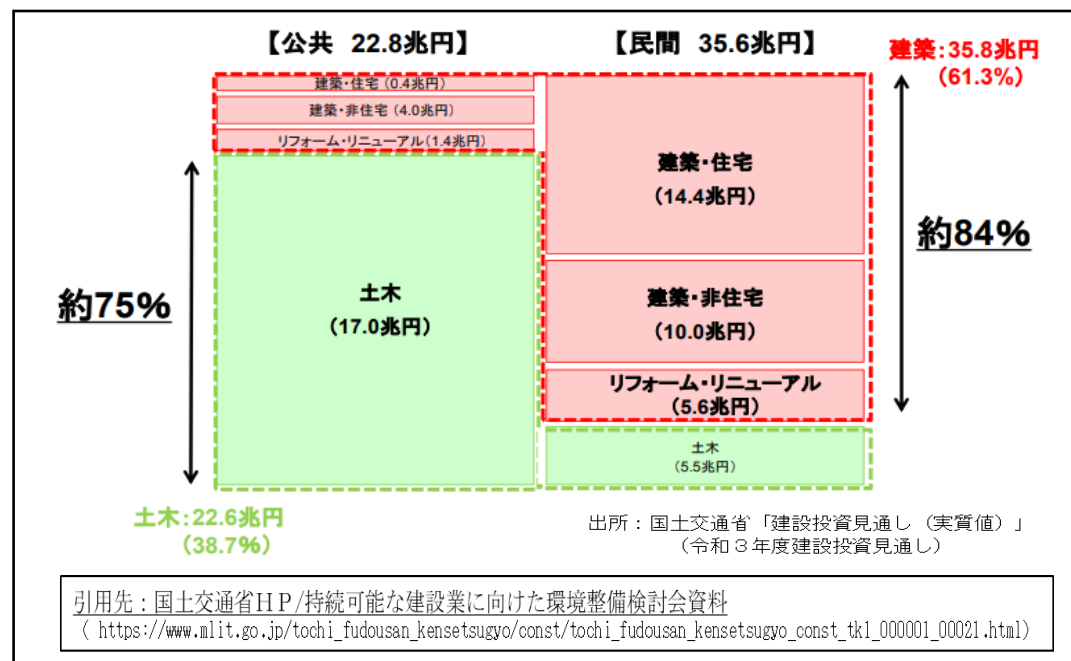
(1) 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- **建設投資額は**ピーク時の平成4年度：約84兆円から平成23年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後増加に転じ、**令和4年度は約67兆円**となる見通し（**ピーク時から約20%減**）。
- **建設業就業者数（令和4年平均）は479万人で、20年前（平成14年平均）から約22%減**
- **うち建設技術者数（令和4年平均）は37万人で20年前（平成14年平均）から横ばいで推移**



(2) 建設投資の内訳

- **建設投資市場全体では、公共事業が約4割**
- **土木工事では、公共事業が約75%を占める。**
- **建築工事では、民間工事が約84%を占める。**



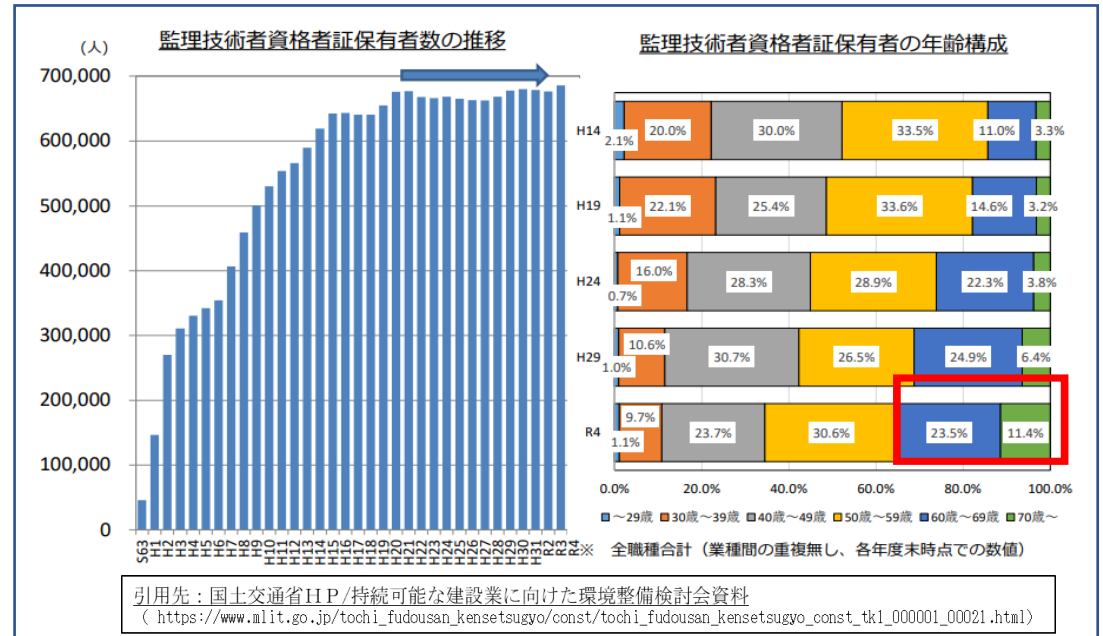
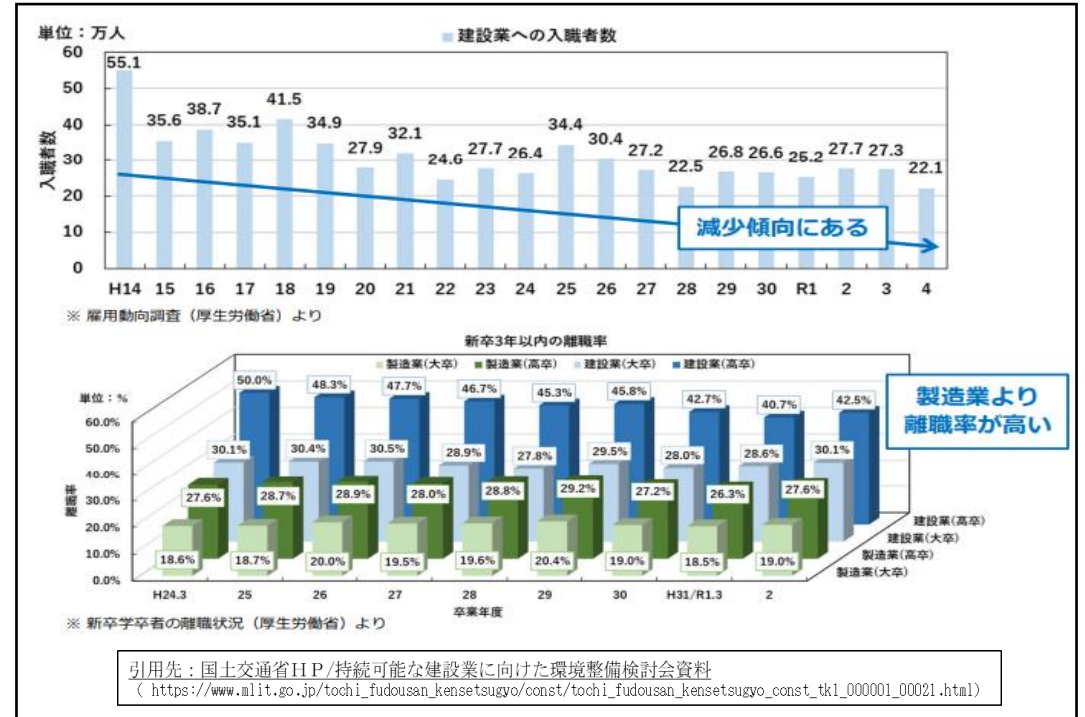
(3) 担い手の確保・育成への懸念

○ 建設業入職者数の減少、離職者数の増大

- ・ R4年度の建設業への入職者は約22万人であるが、H14年度の入職者より約60%減少
- ・ 建設業における新卒入職者の3年目までの離職率は、大卒者で約3割、高卒者で約4割～5割で横ばい傾向
- ・ 製造業に比べて、高卒者で約15%、大卒者で約10%も離職率が高く (R2年度)、若年入職者の確保に課題

○ 高齢化の進行

- ・ 監理技術者資格者証保有者 (= 1級技術者) について、資格者証の保有者数は近年約66～68万人で推移している。
- ・ 一方で、R4年度で70歳以上が1割強、60歳以上も含めると約35%を占める。など、保有者の高齢化が進展している



(4) 建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用 ⇒ **建設業は令和6年4月から適用**

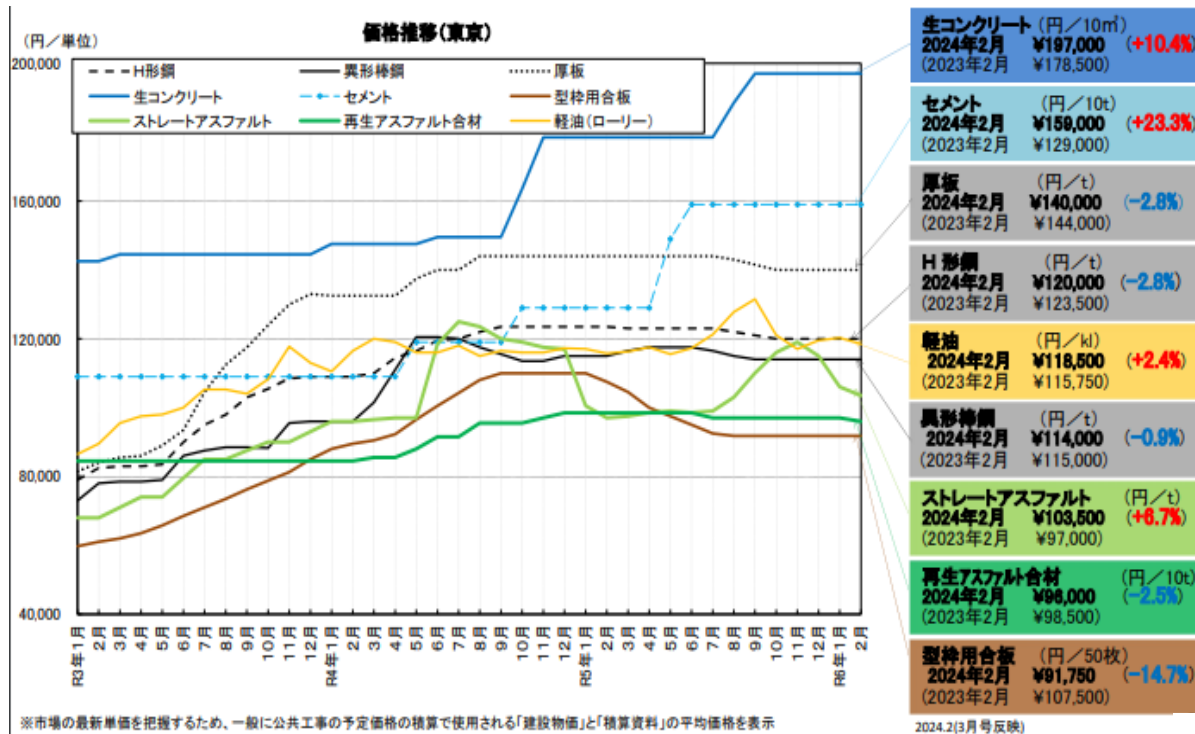
見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則: 使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
原則	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</u> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

引用先：国土交通省HP/持続可能な建設業に向けた環境整備検討会資料
 (https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00021.html)

(5) 各種建設資材の高騰

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては小幅に上下しながら高止まりが続いている。
- 足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視
- 最新の建設工事デフレーターで見ると、**基準年を2015年(平成27年)として、22.5%上昇**している。

主要建設資材の価格推移



建設工事費デフレーター

(2015年度基準/土木総合) 平成20年以降抜粋

年 度		土木総合
2008	(平成20年)	96.5
2009	(平成21年)	93.1
2010	(平成22年)	93.4
2011	(平成23年)	94.7
2012	(平成24年)	94.2
2013	(平成25年)	96.4
2014	(平成26年)	99.7
2015	(平成27年)	100
2016	(平成28年)	100.3
2017	(平成29年)	102.4
2018	(平成30年)	106
2019	(令和1年)	108.5
2020	(令和2年)	108.4
2021(暫定)	(令和3年)	112.8
2022(暫定)	(令和4年)	119.2
2023(暫定)	(令和5年)	122.5

引用：国土交通省HP 中央建設業審議会(令和6年3月27日開催) 配付資料
(https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/tochi_fudousan_kensetsugyo13_sg_000001_00028.html)

引用：国土交通省HP
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_tk4_000112.html)

2. 建設産業の役割と課題及び10年後に目指したい姿

○ 建設産業の役割

- ・ 災害の応急対応の担い手
- ・ 地域経済・雇用の支え手
- ・ 地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手

○ 建設産業の課題→持続可能な事業環境の確保

- ・ 建設業の担い手確保が困難となっている状況や事業者が減少し後継者難が重要な経営課題となる中、中長期的なインフラの品質確保のためには、**地域建設業が、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境の整備が必要**

○ 10年後に目指したい姿

- ・ 災害対応や増加する維持管理等を担う「地域の守り手」としての安定的な役割の維持



3. 建設産業の持続可能な事業環境の確保に向けて

(1) 入札参加資格制度のあり方

(2) 発注時の入札参加要件のあり方

(1) 入札参加資格制度のあり方

①格付け基準のあり方

(現状) 格付けの要件に厳格な技術者要件を設けている。

②業種区分のあり方

(現状) 業種の細分化に加えて、工事の場合は最大6業種が登録の上限
建設業許可を有していても入札に参加できない業種が存在

(2) 発注時の入札参加要件のあり方

①建設産業の現状と等級別発注制度のあり方

(現状) 資材価格や労務単価の高騰が続いているが、現状の各等級の受注工事規模は
平成29年度以降改定していない。

②地域要件のあり方

(現状) 地域要件を設定し、地元企業の受注機会に配慮

2. 入札参加資格制度のあり方について

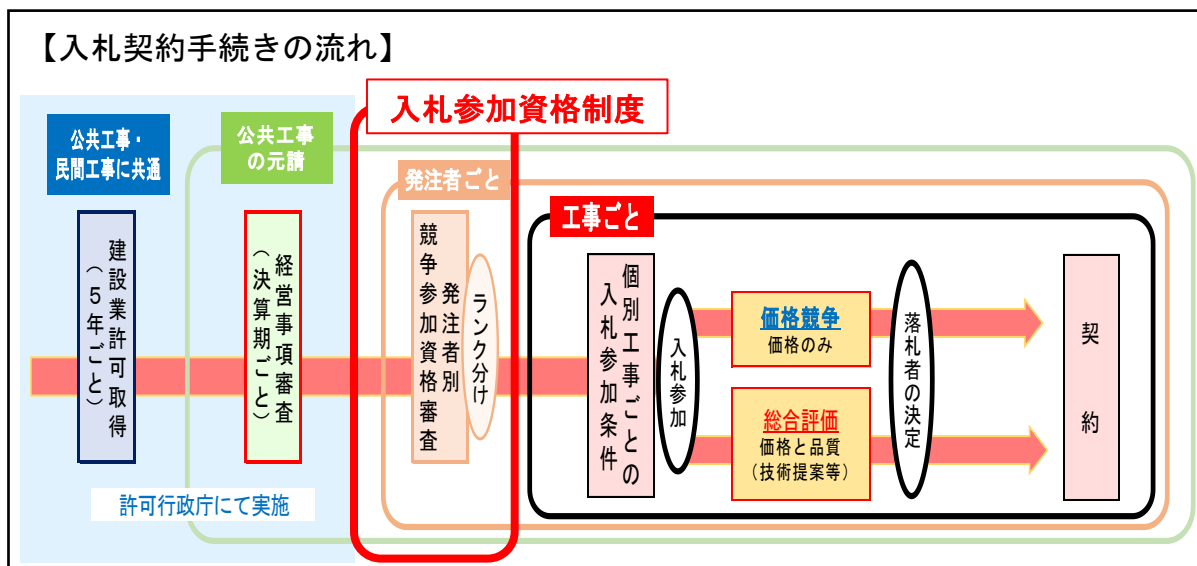
2. 入札参加資格制度のあり方について

1. 入札参加資格とは（有効期間：2年）…地方自治法施行令第167条の5

- ・ 下記①②を確認するため、契約の種類、金額、性質等に応じて設定
 - ①入札参加希望事業者が契約の相手方として適切か
 - ②契約の履行に必要な資力、信用、能力、技術等を有しているか
- ・ さらに、**建設工事等**については、下記③④の項目により、**格付けを実施**
 - ③**工事の内容に係りのある評価項目（工事成績、技術者数、表彰実績等）**
 - ④**社会性を評価する評価項目（障害者雇用、暴力団排除、防災協定等）**

< 本県登録業者数 > R6. 6. 1現在

区分		登録業者数	
			うち格付対象
建設工事	県内本店	1,864者	1,240者
	県外本店	98者	
	県内営業所	747者	
土木施設除草業者		429者	
建設コンサルタント等		787者	97者



下記国土交通省HP「第1回企業評価ワーキンググループ資料」を引用し一部加工
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000146.html

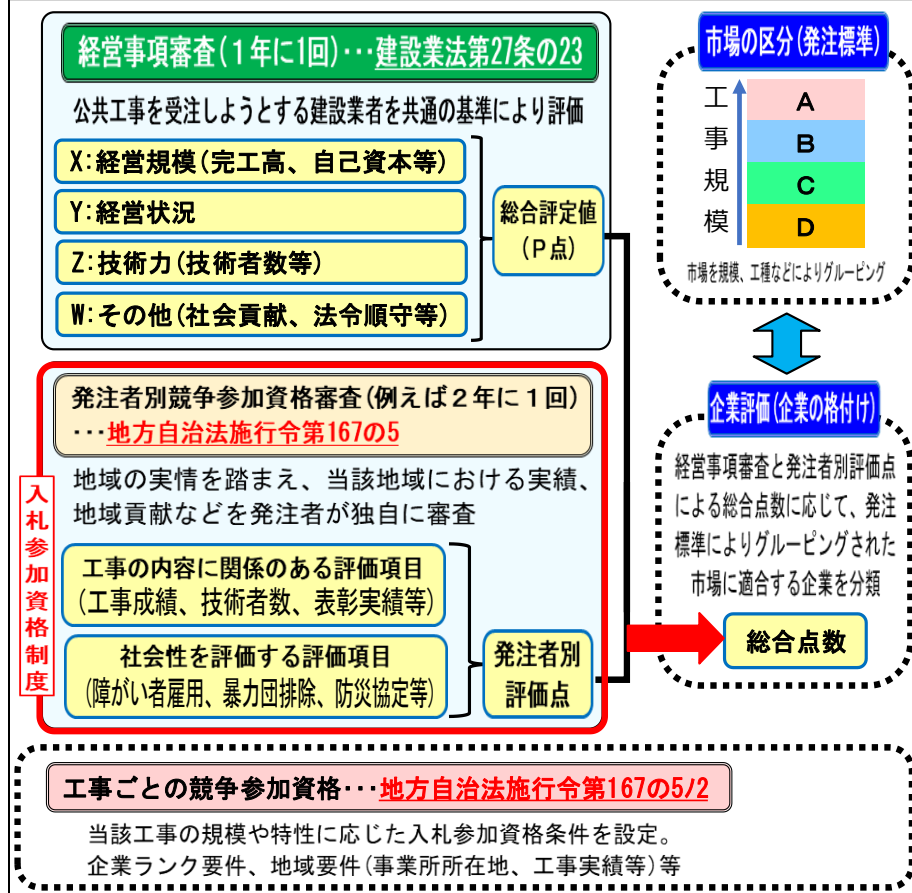
地方自治法施行令抜粋

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、**あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。**

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

【入札契約制度における企業評価の位置付け】



下記総務省HP「入札契約制度における企業評価(格付け)の位置付け(公共工事の例)」を引用し一部加工
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html

2. 入札参加資格制度をめぐる情勢

(1) 建設業をめぐる情勢

- 本県入札参加資格者数は大きく減少（県内本店工事：H26(2071者)→R6(1864者) (△207者、△10%)）
- 全国では、**建設業入職者の減少が続いており**（H14(55.1万人)→H25(34.4万人)→R4(22.1万人)）、令和2年度の**建設業離職率も、製造業に比べて**、高卒者で約15%、大卒者で約10%も**高い**。建設技術者は横ばいで推移（H14(37万人)→H25(27万人)→R4(37万人)）するものの、監理技術者資格者証保有者(= **1級技術者**)は、R4年度で70歳以上が1割強、**60歳以上が約35%を占めるなど、高齢化が急速に進展**しており、**10年後には、技術者の大幅な減少が見込まれる**。

(2) 国(総務省)における入札参加資格申請手続き共同化への検討

- 今年度、国(総務省)においては、下記現状を踏まえ、各自治体の入札参加資格申請に係る手続きの共通化の検討を開始



- ・ システム化も視野。今年度中に物品役務について方針をまとめる方向（建設工事又は測量・建設コンサルに係る申請項目等については、来年度以降、同様の検討を進める予定）

入札参加資格申請手続きの現状

申請者側の負担

- ・ **自治体ごとに申請及び補正対応があり煩雑**
→ その都度持参や郵送等の事務が発生
- ・ **書類の作成が煩雑**
→ 申請時期・様式・項目・添付書類が自治体によってバラバラ

自治体側の負担

- ・ **書類の受理・データ化の負担**
- ・ **添付書類や確認項目が多く審査事務が煩雑**
→ 不備の補正や確認で多くの負担が発生
- ・ **各自治体が、同時期に同じような審査を実施**

3. 本県入札参加資格制度の現状について

(1) 本県格付基準について

- 本県では、建設工事においては、「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「舗装工事」において、また、建設工事関連業務委託においては、「測量」において、格付基準を定めている。
- 建設工事については、「技術と経営に優れた企業の育成」を主眼に、格付け基準上、厳格な技術者要件を定めてきたが、10年後には大幅に技術者が減少すると見込まれるなか、現行の格付け基準を持続することは次第に困難となることが予測される。
- 格付基準の評価項目の多くが、経営事項審査評価項目と重複するなど二重評価となっている。
- 資本金や下位等級経過年数等他府県に比べ本県としての特異な項目が多い。

(2) 本県としての入札参加資格申請手続きの共同化への取り組みについて

- 申請事業者の利便性の向上及び県職員の働き方改革の観点から、県としても、国の動きに留意しつつ、共通化に向けた検討を進めることが必要であるが、以下①②のとおり、現状本県の入札参加資格申請制度は、国、他府県及び県内市町村と比べ、手続きや必要書類が煩雑で、要件が厳格である。

- ①申請業種数が、県内市町村、国及び他府県と比べ、多い。
また、ほとんどの工種(業種)は、発注実績が乏しい。

区分	奈良県	県内市町村	参考	国交省	全国都道府県
建設工事	76業種	建設業許可29業種(※) 33団体 県76業種 5団体 国21業種 1団体	参考	21業種	建設業許可29業種(※) 34団体 上記以外 13団体
建設工事 関連業務 委託	56業種(測量、建コン、 地質、建築設計、補償コン、 その他51業種)	測量、建コン、地質、建築設計、 補償コン、その他 39団体 (その他は団体ごとにバラバラ)		5業種(測量、建コン 地質、建築設計、補償コン)	測量、建コン、地質、建築設計、 補償コン、その他 46団体 (その他は団体ごとにバラバラ)

- ②申請に必要な添付書類が多く、手続きが煩雑
(審査に係る事務負担も大きい)

- ・例えば、土木一式(格付け対象業種)の場合、最大30種類の書類添付が必要
また、ほとんどが紙ベースの書類であり、目視による確認が必須

【参考】国土交通省

	必要書類	格付け
建設工事	一般競争(指名競争)参加資格 審査申請書ほか最大8種類	経営事項審査の結果、工事成績、 入札参加停止措置の減点
建設工事関 連業務委託	一般競争(指名競争)参加資格 審査申請書ほか最大9種類	格付けなし

3. 発注時の入札参加要件のあり方 について

3. 発注時の入札参加要件のあり方について

1. 入札契約手続きの流れ

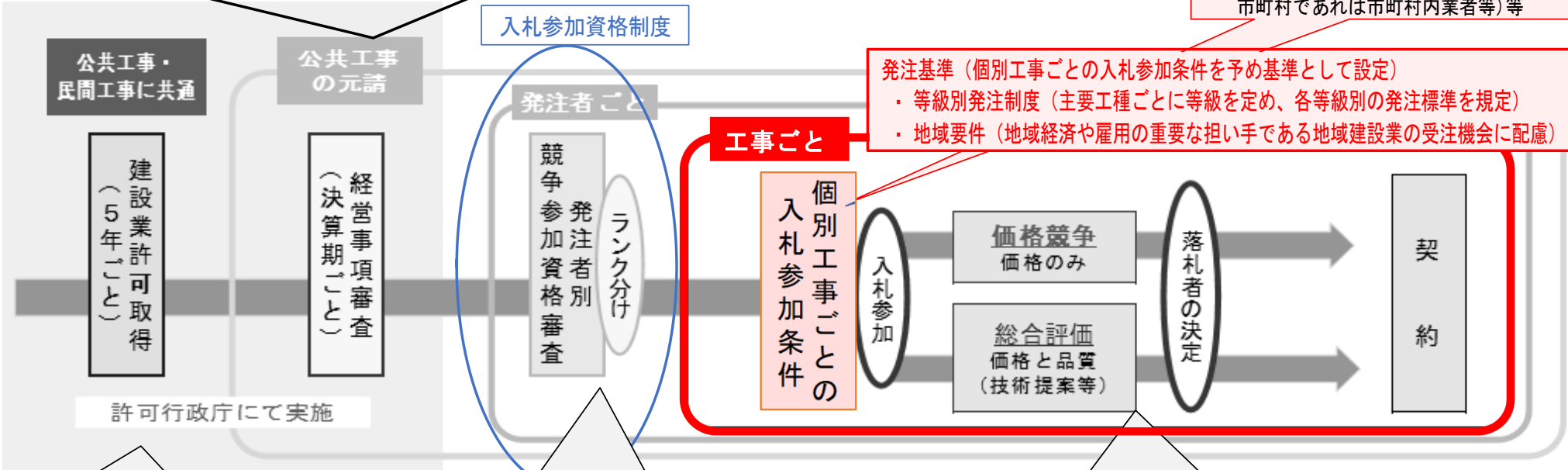
◆経営事項審査の総合評定値（P点：客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・ 工種・等級の選定
- ・ 施工実績
- ・ 配置予定技術者
- ・ 地域要件
(県であれば先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等)等



◆建設業許可の要件

- ・ 経營業務管理責任者
- ・ 営業所専任技術者
- ・ 財産的基礎・金銭的基礎
- ・ 暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

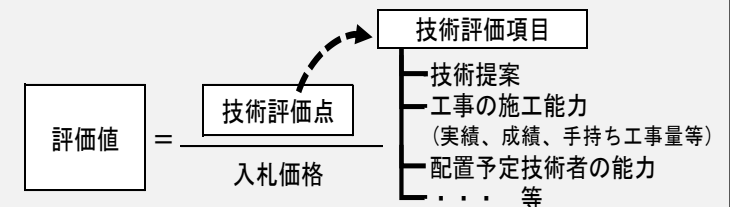
◆格付基準

- 工事の内容に関係のある評価項目（工事成績、技術者数、表彰実績等）
- 社会性を評価する評価項目（障がい者雇用、暴力団排除、防災協定等）

地域の実情を踏まえ、当該地域における実績、地域貢献などを発注者が独自に審査

【総合評価落札方式の評価方法】

- ◆ 技術提案者（入札参加者）の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。



2. 発注基準について

(1) 発注基準とは

【発注基準(等級別発注制度)】

- ・ **業者の技術力等を踏まえ、適切な工種や等級区分を選定し、必要に応じて地域要件を設定**
- ・ 下記中央建設業審議会決定において、「激烈な競争からくる弊害を除去し、工事能力に応じて入札に参加させ、不完全工事や工事の投げ出しを防止する」ことを狙いとして、あらかじめ建設業者に関して客観的事項に基づきその資格を書査し、入札参加資格を区分するとともに、各等級別に発注の標準とする工事金額を定めるものとされた。
- ・ その他、品確法の趣旨を踏まえ、担い手の中長期的な育成及び確保等の観点に留意しつつ、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めている。

○ 昭和25年9月13日中央建設業審議会決定
建設工事の入札制度の合理化対策について

二 資格審査と格付け

- (2) 発注者は、(中略)次に掲げる経営事項審査基準により、客観的事項についての審査の結果を基礎とし、主観的事項の評価を勘案して(中略)入札参加資格を区分するとともに、各等級別に発注の標準とする工事金額を定めるものとする。

令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和6年4月19日閣議決定)抜粋

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項
2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

(6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

① 国等は、一般競争及び指名競争並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

②及び③ 略

(2) 本県の発注基準の基本的な考え方

- 上位・中位等級は「技術と経営に優れた企業の育成」を主眼に
 - ・格付け基準の技術者要件において、**上位等級(A1・A・B)**は**1級国家資格取得者**、**中位等級(C)**は**2級国家資格取得者に限定**し、**技術力と経営力を活かした受注が可能となるように設定**してきた。
- 下位等級は「地域の雇用の確保」を主眼に
 - ・H26年度に**地域密着型小規模事業(草刈りなどの委託業務)**の**「入札参加資格」**を新たに設け、**地域の労働者の雇用を確保**
 - ・また、D等級は、地域の小規模な工事を受注、上位等級の下請にも参入

(3) 地域保全事業における地域要件について

- **地域の建設企業が、災害対応、除雪といった地域を維持する役割を担うなど、「地域の守り手」として重要な存在であるとの認識のもと、官公需法の趣旨も踏まえ、適切に地域要件を設定し、地域企業の受注機会に配慮**
- 特に山間地域において、災害時等に緊急対応が出来る地元業者を育成することが必要と考えている。災害時等においては、民家の裏山等の民地や民有林においても工事を行う必要があり、**即応性や機動性に加え、現場の地理や周辺住民の生活状況等に詳しいことが適切な施工の鍵となる右記4事業について、入札参加資格を、概ね10者程度の競争を確保しつつ、原則市町村域とする地域保全事業を平成22年1月4日以降の公告及び指名通知から導入**している。

<地域保全事業対象事業>

事業名	設計金額	地域要件
災害復旧事業	3千万円 未満	工事箇所のある市町村又は周辺市町村に本店を置く者
災害防除事業		
急傾斜地崩壊対策事業	1.5億円 未満	
治山事業		

「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」
(令和6年4月19日付各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知抜粋)

4. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮に関する事項 (略)

中小企業・小規模事業者が地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、**一般競争入札における適切な地域要件の設定**や、総合評価落札方式における地域精通度等の適切な評価等により**中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図る**こと。

4. 検討事項について

4. 検討事項について

○建設産業をめぐる情勢とその役割（再掲・まとめ）

- ① 近年技術者数は横ばいであるものの、10年後には大きく減少する見込み
- ② 業者数の減少
- ③ 技術者をはじめ建設業就業者の高齢化が急速に進行
- ④ 資材価格高騰

（建設産業の役割）

- ・ 災害の応急対応の担い手
- ・ 地域経済・雇用の支え手
- ・ 地域のインフラの整備等の担い手

建設産業をめぐる情勢を踏まえつつ、地域の建設企業が、災害対応、インフラ整備といった地域を維持する役割を担うなど、「地域の守り手」として重要な存在であるとの認識のもと、以下のとおり、入札契約手続きの在り方について検討

検討事項 1 入札参加資格制度のあり方について

- ① 要件が厳格な格付け基準
- ② 国や他府県、県内市町村に比べて煩雑な手続きや必要書類
- ③ 入札参加資格申請に係る手続きの共同化（背景）

入札参加資格制度のあるべき姿の検討
（例）業種の数、格付けに必要な要素、添付書類

検討事項 2 発注時の入札参加要件のあり方について

- ① 建設産業の現状と等級別発注制度のあり方
- ② 地域要件の在り方

発注時の入札参加要件のあるべき姿の検討
（例）業者の規模や経営力の維持・強化（受注確保）
地域要件
発注の規模や金額の区分
災害時における地域の業者の対応力強化

今後の進め方（案）

今後の進め方（案）

委員会において現状と課題を分析した上で意見交換を行い、その意見を踏まえて県において新たな制度について検討する。

第1回委員会
(令和6年9月5日)

- ・事務局から現状等の説明
- ・意見交換

今回

第2回委員会
(令和6年12月頃)

- ・同上

第3回委員会
(令和7年2月頃)

- ・事務局から検討状況について説明
- ・意見交換